

仕 様 書

1 件名

令和8年度動物医薬品検査所健康診断業務（単価契約）

2 目的

職員の健康保持に必要な健康診断について、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規定に基づき実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）を除く。

4 健康診断の種別及び実施時期

(1) 一般定期健康診断（年1回実施）

令和8年7月に実施

ただし、婦人科検診受診希望者で婦人科検診と同日に一般定期健康診断の受診を希望した者は、婦人科検診受診日に実施

このほか、人事異動等により未実施の者については令和9年1月に実施

(2) 特別定期健康診断（年2回実施）

1回目：令和8年7月に実施

2回目：令和9年1月に実施

(3) 情報機器作業従事者健康診断（年1回実施）

令和8年7月に実施

(4) 婦人科検診

令和8年10月～11月に実施

5 実施場所

(1) 一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断

動物医薬品検査所（以下「当所」という）内の研修室、第一会議室及び当所敷地内の駐車場等、もしくは筑波産学連携支援センターの一階会議室等、ただし、検診車による胃内視鏡検査ができない場合の当該検査希望職員、当所を会場とする健康診断の実施日（以下「当所実施日」という）に受診できなかった職員は、受注者が指定する医療機関。

(2) 特別定期健康診断

当所内の研修室、第一会議室及び当所敷地内の駐車場等、もしくは筑波産学連携支援センターの一階会議室等、歯科医師による検診にあつては受注者が指定歯科医院。ただし当所実施日に受診できなかった職員は、受注者が指定する医療機関。

(3) 婦人科検診

当所内の研修室、第一会議室及び当所敷地内の駐車場等、もしくは筑波産学連携支援センターの一階会議室等、ただし当所実施日に受診できなかった職員は、

受注者が指定する医療機関。

6 健康診断の検査項目、予定人数等

別紙のとおり。

なお、予定人数は見込み人数であり、人数を確約するものではない。また、別紙の検査項目に定めのない検査が必要となった場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。

7 健康診断の留意事項

- (1) 健康診断の実施にあたり、担当職員と実施日、実施方法等の調整を行った後、準備に入ること。
- (2) 受診票及び検体容器は、個人ごとに封入し、健康診断実施日（婦人科検診の場合は実施開始日）の約3週間前までに、担当職員あて納品すること。
- (3) 健康診断を実施する際は、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者が滞りなく受診できるように、検査機材の必要数の確保や受診者の誘導等に配慮すること。
- (4) 検査機材、その他必要な物品については、受注者が準備すること。
ただし、健康診断の際に必要なとされる机及び椅子は当所が貸与する。
また、当所で実施する健康診断の会場（以下「当所会場」という）は、当所実施日に受注者が設営し、健康診断終了後は速やかに原状回復を行うこと。
- (5) 健康診断を実施する際は、受診者のプライバシーへの配慮を行うこと。
（心電図において他者から見えないカーテンの設置など。）
- (6) 一般及び特別定期健康診断の問診のための医師は、十分な人数を配置すること。
- (7) 当所会場で令和8年7月に実施する健康診断は、実施日の8時半から12時の間で行うこと。
- (8) レントゲン車両の当所敷地内への進入、退出方法、検査機材等の搬入出方法等について担当職員の指示に従うこと。
- (9) レントゲン車両の使用において必要な電源は、受注者が用意すること。
- (10) 受注者は、担当職員の指示の下、会場設営、受診業務、後片付けを実施すること。
- (11) 受注者は、業務終了後、作業場所の清掃を行い、速やかに担当職員に報告を行うとともに、担当職員の確認を受けなければならない。
なお、担当職員の確認により不具合が発見された場合には、受注者は誠意を持ってこれを改善し、改めて確認を受けること。

8 健康診断結果

(1) 健康診断結果の報告

健康診断結果は、健康診断終了後3週間（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日とする。以下同じ。）以内に（2）により報告すること。

ただし、緊急に精密検査、治療を要する異常所見があった場合には、健康診断後1週間以内に報告書と異常所見に係る健康診断結果資料を、担当職員あてに報告すること。

なお、3月中に実施した健康診断については、3月28日までに報告すること。

(2) 健康診断結果の納品

ア 個人結果票（職員用）各自1部

受診者氏名、所属部署、請負医療機関の名称、住所及び電話番号が記載された個人結果票を、氏名、所属部署が見えるよう受診者ごとに封入する。個人結果票に検査項目の説明を記載又は説明等の別紙を同封する。部課ごとに仕分けし、納品すること。

イ 個人結果票（職場保管用）各自1部

アと同じ個人結果票を封入せず、部課ごとに整理し納品すること。

ウ 健康診断のデータ

健康診断の検査結果及び問診内容をXML形式にし、CD-Rに保存し納品すること。

エ 特定健康診査対象者のデータ

40才以上の職員の健康診断結果のデータをXML形式にし、CD-Rに保存し納品すること。

オ 名簿の提出

担当職員から提出された各受診者名簿に基づき、未受診者の名簿を作成し、提出する。また、精密検査を必要とする者の名簿、肥満度測定、血圧測定、血糖及び血中脂質検査のすべてが異常所見である者の名簿を提出すること。

9 費用請求

請求内容については、事前に担当職員と受診人数、受診項目等を確認すること。

10 遵守事項

- (1) 受注者は、法令に定める資格を有する業務については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報等を漏らさないこと。

11 健康診断会場や敷地内での事故防止と補償

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。検査機材の搬出入等による当所施設等を毀損した場合は、賠償、修繕及び弁償すること。また、レントゲン車両の進入、退出等により、次の各項の事故が生じたときは、受注者において、賠償、修繕及び弁償すること。

- (1) 当所職員及びその関係者、来訪者、第三者との人身事故
- (2) 当所敷地内等の外溝、通路、植栽、建物及び付随する設備に対する事故
- (3) その他、受注者の管理責任に基づく事故

12 応札者の条件

- (1) 過去3年間において、1ヶ所で1日に90人程度の一般定期健康診断を行った実績があること。また、健康診断を実施する能力（検査を行う人材、検査機材、レントゲン車両の確保等）があること。
- (2) 別紙に記載された検査を実施できること。
- (3) 個人情報漏えい防止等の情報管理が徹底されていること。

- (4) 当所実施日に受診できなかった職員の受診医療機関及び特別定期健康診断において受診する歯科医院は、当所から徒歩及び交通機関を利用して、片道1時間程度以内の場所にあること。

1.3 その他

- (1) 検査の基準値（正常値、異常値）を年度の途中で変更する場合は、事前に担当職員と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。

動物医薬品検査所における健康診断実施内容

1. 当所において実施する健康診断等の種類、予定時期、場所及び受診対象者等は下表のとおりとする。
ただし、下表はあくまでも予定であるため、実施にあたっての詳細については、当所担当者と請負業者との間で協議の上、決定するものとする。

2. それぞれの健康診断等において、実施する検査内容は別添1のとおりとする。

種類	実施予定時期	実施場所	対象者
一般定期健康診断 (年1回)	令和8年7月～令和9年3月	動物医薬品検査所内※	全職員
特別定期健康診断 (年2回)	1回目 一般定期健康診断等の実施時期 に合わせて実施 2回目 令和9年1月～2月	動物医薬品検査所内※	対象職員
情報機器作業従事者 健康診断(年1回)	令和9年1月～2月	動物医薬品検査所内※	全職員
婦人科検診(年1回)	令和8年10月～12月	動物医薬品検査所内※	希望する女性職員

※当所内の研修室、第一会議室及び当所敷地内の駐車場等、もしくは筑波産学連携支援センターの一階会議室等において実施する。

健診項目及び受診対象職員(年齢は令和9年3月31日現在)

【1. 一般定期健康診断(人事院規則10-4 第20条) 年1回実施】

健診項目	検査内容	受診対象職員	予定人数	備考
ア 尿検査	糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン	全職員	70	
イ 身長測定		全職員	70	
ウ 体重測定		全職員	70	
エ 腹囲測定	肥満度の測定(BMI)	全職員	70	
オ 視力検査	自動視力計による検査(5m)	全職員	70	
カ 聴力検査	1,000Hz、4,000Hzの鈍音を用いるオージオメーターによる検査	全職員	70	
キ 血圧測定	自動血圧計による測定	全職員	70	
ク 医師による問診	既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無(医師派遣料を含む)	全職員	70	
ケ 血液検査(糖代謝)	空腹時血糖(グルコース)、血糖(HbA1C)	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
コ 血液検査(脂質)	総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
サ 血液検査(肝機能)	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
シ 血液検査(腎機能)	クレアチニン、尿素窒素	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
ス 血液検査(尿酸)	尿酸	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
セ 血液検査(貧血)	ヘマトクリット値、ヘモグロビン(血色素量)、赤血球数、白血球数、血小板数	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	60	
ソ 心電図検査	標準12極誘導(安静時)	35歳及び40歳以上並びに受診希望者	55	
タ 胸部X線検査	結核、肺がん検査のX線写真を読影	20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳以上並びに受診希望者	55	
チ 肺がん検査	喀痰細胞診(3日採取法)	50歳以上で喫煙指数が600以上の者	3	
ツ 胃の検査	胃部X線デジタル撮影(8枚)	受診希望者	35	
テ 大腸がん検査	便潜血反応検査(2日法)	40歳以上及び受診希望者	50	
ト 前立腺がん検査	前立腺特異抗原(PSA)測定	血液検査を実施する40歳以上の男性職員のうち希望者	15	

【2. 特別定期健康診断(人事院規則10-4 第20条) 年2回実施】

使用薬剤	検査内容	受診対象職員	予定人数	備考
ア りん及びその化合物 (有機りん剤を除く。)	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査 口腔の粘膜の炎症の検査 歯牙の障害及び酸しよく等の検査 (歯科医による診察)	りん及びその化合物(有機りん剤を除く。)を使用する職員	10	
イ ホルムアルデヒド	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査 眼の粘膜の炎症の検査 鼻腔の粘膜の炎症の検査 咽喉の粘膜の炎症の検査 皮膚の炎症の検査	ホルムアルデヒドを使用する職員	14	
ウ 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質(エチレンオキシドを除く。)	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査 眼の粘膜の炎症の検査 口腔の粘膜の炎症の検査 歯牙の障害及び酸しよく等の検査 (歯科医による診察) 皮膚の炎症の検査	酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質(エチレンオキシドを除く。)を使用する職員	12	
エ アセトン	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査	アセトンを使用する職員	10	有機溶剤
オ イソプロピルアルコール	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査	イソプロピルアルコールを使用する職員	10	有機溶剤
カ キシレン	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査 尿中のメチル馬尿酸の量の検査	キシレンを使用する職員	10	有機溶剤
キ メタノール	業務歴の調査 作業条件の簡易な調査 各薬剤による既往歴の有無の検査 自覚症状等の検査	メタノールを使用する職員	10	有機溶剤

※1. 予定人数は年2回の合計人数

※2. 上記使用薬剤に係る検査内容について、一般定期健康診断における健診項目の受診結果により診断が可能な場合は、当該一般定期健康診断による診断結果をもって代えることができるものとする。なお、この場合は、その旨を担当者に報告するものとする。

【3. 情報機器作業従事者健康診断(情報機器作業従事職員に係る健康管理等について) 年1回実施】

検査項目	検査内容	受診対象職員	予定人数	備考
情報機器作業従事者健康診断	問診 (業務歴、既往歴、自覚症状の有無、服薬歴の状況) 視力検査 (遠見視力、近見視力) 調節機能検査 (40歳以上の者) 眼位検査 (40歳以上の者) 上肢の運動機能 圧痛点等の検査	4時間以上の作業をしている職員又は自覚症状のある者	60	

【4. 婦人科検診(女性職員のみ) 年1回実施】

検査項目	検査内容	受診対象職員	予定人数	備考
ア 子宮がん検診	問診 自覚症状の有無 内診 子宮頸部細胞診(LBC法)	子宮がん検診を希望する者	35	検査にあたって必要な問診等(問診票でも可)
イ 乳がん検診	問診 自覚症状の有無 マンモグラフィ検査(1方向)	乳がん検診を希望する40歳以上の者	25	検査にあたって必要な問診等(問診票でも可)
	問診 自覚症状の有無 マンモグラフィ検査(2方向)	乳がん検診を希望する40歳以上の者	25	検査にあたって必要な問診等(問診票でも可)
	問診 自覚症状の有無 乳房超音波検査(超音波検査)	乳がん検診を希望する者	35	検査にあたって必要な問診等(問診票でも可)

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）